

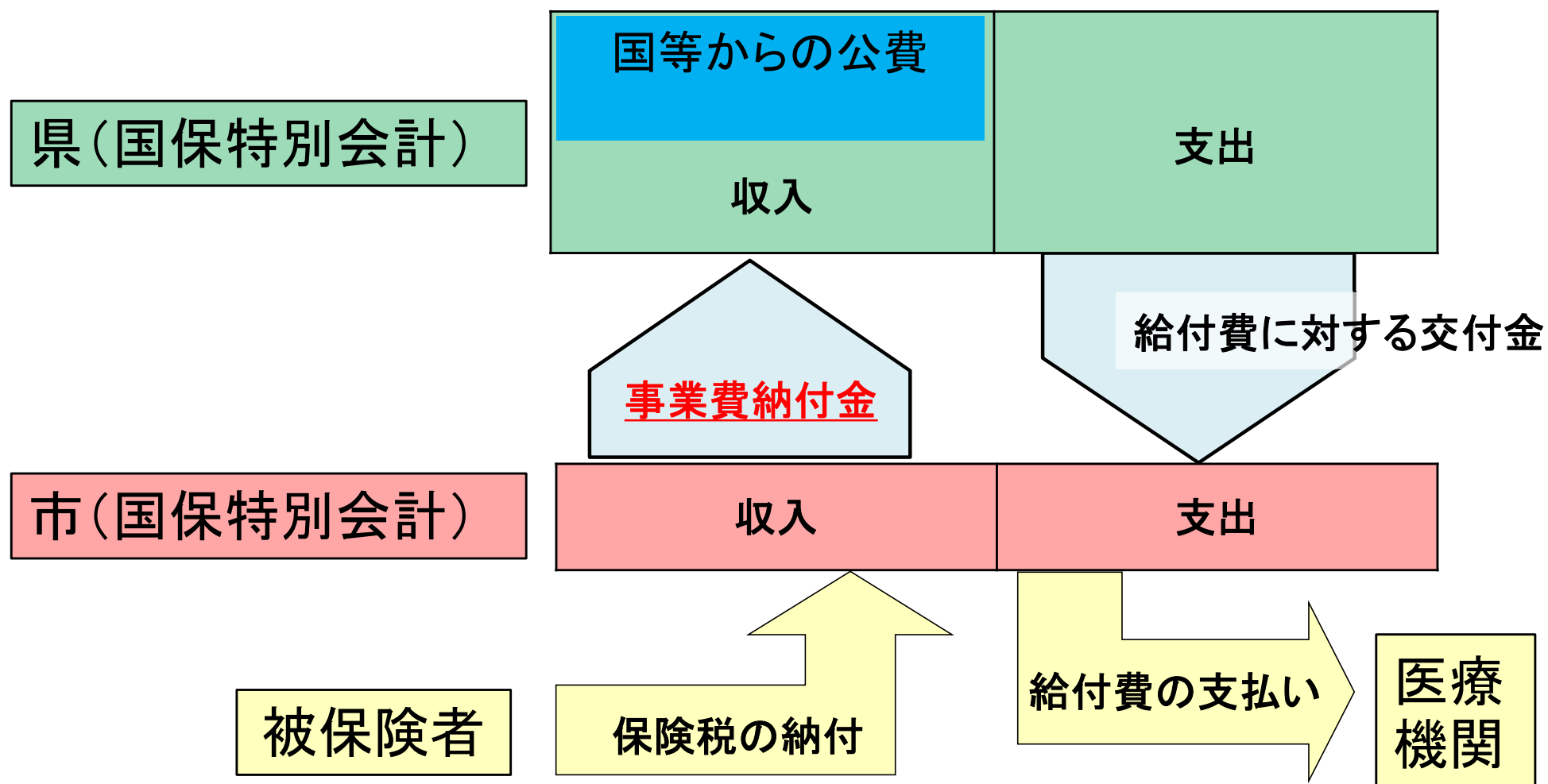
国民健康保険事業費納付金

令和8年6月2日

国民健康保険運営協議会

(参考資料②)

(1) 国民健康保険の財政運営



(2) 国民健康保険事業費納付金

- ①事業費納付金は県が算定する。
- ②市町村は、被保険者から徴収した保険税等を財源として県へ支払う。

【事業費納付金の算定方法】

県は、翌年度必要とする納付金総額を算出し、市町村の被保険者数の状況や**所得の状況(所得水準)**、**医療費の状況(医療費水準)**等により、市町村ごとに納付金の額を決定

【標準保険料率】

- ・事業費納付金の決定とともに県が示すもので、市町村ごとの保険料率の標準的な水準を表す数値として、県内統一の基準に基づき県が算定する値。
- ・各市町村が事業費納付金を納めるために必要とされる標準的な保険料率。
- ・市町村は、標準保険料率を参考として、市町村における算定方式や、市国保財政等を踏まえて、保険料率等を決定する。

(3)大牟田市の状況

被保険者の高齢化や医療の高度化により、1人当たり納付金額は年々増加している。

区分	R8事業費納付金額	被保険者1人当たり納付金額
医療分	約19億7,500万	
後期支援分	約5億9,100万	
介護納付金分	約1億8,000万	
子ども・子育て支援金分※	約5,400万	
合計	約28億	145,927円

※令和8年度より新設。被保険者から徴収する「子ども・子育て支援納付金課税額」等を財源として県へ支払う。

(4) 国や県の動き

〈国〉

・保険料水準の統一

県内どこに住んでいても、同じ所得水準・世帯構成であれば同じ保険料とすること。

保険料水準統一加速化プラン

・納付金ベースの統一※(令和12年度まで)

・完全統一(令和15年度まで、遅くとも令和18年度まで)

※納付金ベースの統一とは、各市町村の納付金にそれぞれの医療費水準を反映させないこと。

〈県〉

- ・第二期福岡県国保運営方針(令和6～11年度)
将来的には「完全統一」を目指すこととし、まずは「納付金ベースの統一」から実施する。
令和7年度の納付金から、医療費水準の反映の程度を縮小させる。